講師紹介

◆演題◆
「歴史から学ぶ部落差別問題」～インターネット上の現状～



大分県人権教育・啓発推進協議会
人権啓発講師
足立（あだち）　直隆（なおたか） さん

《プロフィール》
　大分県竹田市出身　法務省の矯正職員として少年院や刑務所で38年勤務し、退職後は竹田市教育委員会の社会教育指導員などを経て、現在、豊後大野市隣保館の指導員としてご活躍されています。

神楽紹介



神楽公演
「由布高校郷土芸能部」



　由布高校郷土芸能部は、現在12名の部員で庄内神楽を伝承するために稽古に励んでいます。
　県代表として全国大会にも数多く出場し、文部科学大臣賞をはじめ、上位入賞を果たしてきました。
　小学生の神楽教室や福祉施設の訪問、地域の祭りなど、年間30回ほどの公演を行っています。

ご存じですか？あなたの人権を守るために住民票の写し等の第三者交付に係る

登録型本人通知制度 をご利用ください

登録型本人通知制度とは？

　この制度は、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、「証明書を交付した」という事実を通知する制度です。
　戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による、個人の権利侵害の防止をはかるために、由布市では平成25年４月１日から実施しています。

～部落差別は許されないものであるという認識のもと、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。～

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存じですか?

部落差別のない社会の実現に向けて

　同和問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。
　このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。



第78回 人権週間▶12月4日～10日

龍昇の滝

第12回 由布市 人権を大切にする市民の集い

入場無料　どなたでも参加できます

2026年 12/5(土)

時間 ▷ 9：00～
場所 ▷ 庄内公民館
〒879-5413　大分県由布市庄内町大龍1400番地

プログラム

1. 開　　会 …… 9:00
2. 人権作品表彰・優秀作文朗読 …… 9:30
3. 演題「歴史から学ぶ部落差別問題」～インターネット上の現状～
 大分県人権教育・啓発推進協議会
 人権啓発講師 足立（あだち）　直隆（なおたか）さん …… 10:00
4. 神楽公演 …… 11:10
 「由布高校郷土芸能部」
5. 閉　　会 …… 11:40

※プログラムは都合により変更する場合がございます。

アクセスマップ



※駐車場をご利用の場合は、庄内公民館周辺の駐車場をご利用ください。

人権を大切にする市民会議 構成員と団体

市長・副市長・教育長・市議会議長・副議長・市議会議員・教育委員・自治委員連合会・人権擁護委員・社会教育委員・公民館運営審議会委員・民生児童委員・保護司会・市内小中学校長・市内幼稚園長・市内教育・保育施設長・市内小中学校保護者会・市内幼稚園保護者会・市内教育・保育施設保護者会・全日本同和会湯布院支部・老人クラブ連合会・更生保護女性会・身体障がい者福祉協議会・社会福祉協議会・女性団体連絡協議会・自治公民館連絡協議会・湯布院町仏教会・由布市職員労働組合・大分県教職員組合由布支部・湯布院ロータリークラブ・由布市商工会・JAおおいた中西部事業部・由布院温泉観光協会・湯平温泉観光協会・塚原高原観光協会・由布川峡谷観光協会・由布院温泉旅館組合・湯平温泉旅館組合・庄内町観光協会・大分銀行湯布院支店・大分銀行挾間支店・豊和銀行湯布院支店・大分みらい信用金庫向原支店・大分みらい信用金庫湯布院支店・大分県信用組合湯布院支店・挾間郵便局・由布院郵便局・庄内郵便局・由布市人権教育研究会・少年補導員・青少年健全育成市民会議・大分県人権問題講師団

人権を大切にする市民の集いは、令和8年度人権啓発活動地方委託事業により実施されます。

令和８年度
人権週間
啓発重点目標

「誰か」のこと じゃない。

様々な人権課題は自分以外の「誰かのこと」、
「自分には関係のないこと」ではありません。

令和8年度 啓発活動強調事項

1 女性の人権を守ろう

家庭や職場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく性別による差別のほか、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントなどの人権問題が依然として多く発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

2 こどもの人権を守ろう

いじめや虐待、体罰や不適切な言動等による指導、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題は後を絶たず、依然として深刻です。こどもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

3 高齢者の人権を守ろう

介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待や家族等が本人の財産を不当に処分するなどの経済的虐待等の高齢者をめぐる人権問題が発生しています。高齢者の人権が尊重され、高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が、雇用の場面や職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、全ての国民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を行うほか、「障害の社会モデル」の考えに基づき障害のある人の人権への理解を深め、障害のある人を排除しようとする優生思想及び障害のある人に対する偏見や差別の根絶に向けた取組を推進していくことが必要です。



5 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上での差別的表現の書き込みや特定の地域を同和地区として指摘する書き込み、結婚・交際、就職及び職場における差別的取扱いなどの人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を行い、部落差別（同和問題）を解消する必要性に対する理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化や伝統などについての理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

7 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが問題となっている中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、全ての人が互いの文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、尊重し合うことが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史を踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことを通じ、感染症に関する正しい知識を持ち、偏見や差別を解消していくことが必要です。

9 ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた強制隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお根深く残存していることは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれてきた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれている現状等への理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

10 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人及びその家族に対する根強い偏見や差別によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人及びその家族が地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が必要不可欠です。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

11 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者及びその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者及びその家族の立場を考え、犯罪被害者及びその家族の名誉又は生活の平穏に対する配慮の重要性等について理解を深めていくことが必要です。

12 インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上において、個人に対する侮辱的な表現や誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長するような表現等を発信又は拡散するといった人権に関わる様々な問題が多数発生し、急速に深刻化しています。このような情報の発信又は拡散は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権問題にもつながるものであり、決してあってはなりません。

被害者にも加害者にもならないための「責任ある情報発信」を行うためには、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーを向上させていくことが必要です。

13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスに対する嫌がらせや暴行などの人権問題が発生しています。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により、ホームレスの自立の支援等に関しては、ホームレスの人権に配慮することが定められています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

15 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

16 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

17 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害に当たり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼び掛けていくことが必要です。

また、災害対応時においては、意思決定過程への女性参加や男女のニーズの違いへの配慮等に係る男女共同参画の視点のほか、こども、高齢者及び障害のある人への配慮の視点を持つことも必要です。

18 ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。ゲノム情報（遺伝情報）に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深めていくことが必要です。



人権週間ってなに？

昭和23年（1948年）12月10日、国際連合第３回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められています。

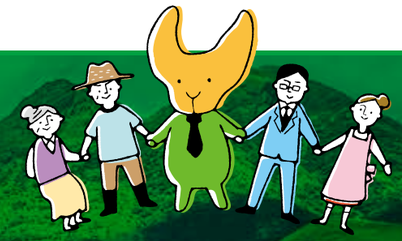
法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする１週間（12月４日から12月10日）を「人権週間」と定め、昭和24年（1949年）から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

本年も、12月４日から12月10日までの「人権週間」、様々なメディアを利用して、全国各地で集中的に人権啓発活動が行われます。

この機会に、人権について改めて考えてみましょう!!



人権問題でお困りの方は、お気軽にご連絡ください。
内容によっては、専門機関等に取次ぎもいたします。
由布市人権・部落差別解消推進課
TEL 097-582-1111（内線1360・1361）